

日本歯科医学会

第89回評議員会 議事録

平成25年1月25日（金）

# 日本歯科医学会第 89 回評議員会議事録

- 日 時 平成 25 年 1 月 25 日 (金)  
午後 2 時開会、同 5 時 49 分閉会
- 場 所 東京都千代田区九段北四丁目 1 番 20 号  
歯科医師会館 大会議室
- 出席者 評議員 歯科基礎医学会 高田 隆 外 59 名  
役 員 学会会長 江藤一洋 外 27 名

## ○会議の成立

○議長 (永田俊彦君) 評議員の先生方、お忙しいところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。これより氏名点呼を行います。事務局からお願いいたします。

(事務局氏名点呼)

○事務局 議長にご報告いたします。評議員総数 60 名中、出席評議員 60 名、欠席評議員 0 名、以上でございます。

○議長 (永田俊彦君) ありがとうございます。ただいま事務局より報告されたとおり、評議員総数 60 名、出席評議員 60 名、欠席評議員 0 名でございます。したがって、日本歯科医学会規則第 18 条により、本評議員会は成立いたしました。ただいまより第 89 回評議員会を開会いたします。

初めに、昨年 7 月 24 日に開催した第 88 回評議員会后、日本歯科医学会評議員選出基準に基づき、新たに評議員に選出された先生がいらっしゃいます。お名前を読み上げますので、お手数ですが、呼ばれた方はご起立、一礼の後、ご着席いただきたいと思います。10 番、今井評議員。ありがとうございます。

また本日、予備評議員の方々をご出席されています。11 番、近藤評議員。18 番、西山評議員。51 番、高橋評議員。ありがとうございます。以上の方々は事前に通知があり、事務手続きが済んでおりますことをご報告申し上げます。

## ○開会の辞

○議長 (永田俊彦君) それでは日程にしがいまして、「開会の辞」を荒木副会長にお願いいたします。

○荒木副会長 評議員の先生方には新しい年を迎えられ、公私まことにご多忙のところをご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は本年度第2回目の定例評議員会であり、本日の議題といたしましては、認定分科会への登録に関する件、これに伴う学会規則の一部改正、また日本歯科医師会が公益社団法人へ移行することに伴い本学会の会務執行のための現行諸規則の一部改正、さらには平成25年度日本歯科医学会事業計画、平成25年度学会会計収支予算および日本歯科医学会学術大会会計収支予算、さらには任期満了に伴う学会役員選挙など、いずれも重要案件として上程されております。また本学会最高の顕彰であります平成24年度日本歯科医学会会長賞の授賞式が行われます。

どうぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、第89回評議員会の開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。

## ○議事録署名人の指名

○議長（永田俊彦君） 次に「議事録署名人の指名」ですが、議長より指名させていただきます。3番、池見評議員、49番、三塚評議員の2名の評議員の先生方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ここで議場にお諮りいたします。日程では「物故会員に対する黙祷」となっておりますが、日程を一部変更し、「日程6. 報告」に入り、「(4) 理事の選任（変更）について」のご報告をお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。ご異議がないようですので、日程を変更し、報告事項に入ります。

## ○報告

○議長（永田俊彦君） 「日程6. 報告」、「(4) 理事の選任（変更）について」のご報告を栗原総務理事よりお願いいたします。

○栗原総務理事 それではブルーの表紙の冊子、評議員会資料となっておりますが、その16ページ目をお開きいただきまして、報告事項、「学会理事の選任（変更）について」でございます。日本歯科医学会規則第9条第3項の規定により、日本口腔外科学会から指名理事の交代の申し出がございました。それにより、日本口腔外科学会の栗田賢一先生が常任理事に就任されましたことをご報告いたします。なお、任期は学会規則第11条第3項

ならびに日本歯科医師会の公益社団法人認定申請に伴う日本歯科医学会諸規則の整備等に関する規則第2条の規定により、平成25年6月30日までとなります。以上でございます。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。以上ご説明のとおり、「日程 6. 報告」、「(4) 理事の選任（変更）について」のご報告をいただきました。

引き続き新しく理事になられました栗田先生のご紹介を栗原総務理事よりお願いいたします。

○栗原総務理事 それでは栗田賢一先生をご紹介申し上げます。皆様よくご存じでいらっしゃると思いますが、日本口腔外科学会より日本歯科医学会常任理事として指名されました栗田先生は、日本口腔外科学会の理事長であり、愛知学院大学歯学部教授でいらっしゃいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。

## ○物故会員に対する黙祷

○議長（永田俊彦君） 続きまして「日程 3.」、物故されました会員の方々に対し、弔意を表し黙祷を捧げたいと存じます。ご起立願います。それではご冥福をお祈りし、黙祷を捧げます。黙祷。

ありがとうございます。ご着席願います。

## ○挨拶

○議長（永田俊彦君） 続きまして「日程 4. 挨拶」に入ります。江藤会長、ご挨拶をお願いいたします。

○江藤会長 もう1月の下旬ですが、明けましておめでとうございます。新年の大変お忙しい時期に、第89回評議員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、常日ごろから歯科医学は歯科医療のためにやるのだといったことを言い続けてまいりました。はなはだ私事にわたるのですが、私は最近インプラントを入れました。インプラントを入れる前は、不都合、不具合、不快、これで俺も一巻の終わりだという感じがいたしました。インプラントを入れると、非常に爽快です。改めて、これは前回は申し上げましたが、「生きがいを支える歯科医療」を実感いたしました。大久保先生、ありがとうございます。（笑）

この歯科医療を支えているのが歯科医学であり、歯科医学研究というのははなはだ地味で地道なものです。ですから耳ざわりのいいスローガンを唱えたり、委員会を立ち上げ報告書を成して提案したりするだけでは不十分だ、そういったことで歯科医学会の重点計画

を戦略的かつ具体的に進めてまいりました。これもひとえに 9 万 6000 名の歯科医学会会員の先生方のご支援のおかげでございます。高いところからではございますが、改めてこの席を借りて厚く御礼申し上げます。本執行部、余すところ 6 月まで 5 カ月ですが、引き続き先生方のご支援のほどよろしくお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。

(拍手)

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。次に日本歯科医師会会長の久保満男先生にご挨拶をいただきたいと存じます。

○久保日本歯科医師会会長 本日は第 89 回の日本歯科医学会評議員会が先生方ご出席の下でこのように盛大に開催されましたことを、日本歯科医師会を代表して心からお慶びとお祝いを申し上げます。また平素は先生方には日本歯科医師会の会務に多大なるご協力を賜りますことを併せて心から御礼申し上げます。

実は、今日プログラムを見ましたら、7 分という私の挨拶の時間が記されており、日本歯科医師会の代議員会でも下手をすると私の挨拶は 5 分ぐらいしかないことが多いので、7 分というのは感激に打ち震えておりますが、とにかくいま感ずることをお話し申し上げたいと思います。

私は平成 18 年、会長に就任したとき、「歯科医療の未来を拓く」というスローガンを掲げて会長職を務めてまいりたいと思いましたが、ご記憶の方もあるかと思いますが、いまからほぼ 20 年、17～18 年前かもしれませんが、8020 運動が始まって数年たったころ、葉山でワークショップを開催しました。そのワークショップのメインテーマが何と「伝承から科学へ」でした。つまり、当時、私たち歯科界は口と歯の健康が全身の健康につながるというデータを全く持っていなかった。言い伝えに過ぎなかった。それを科学にしたいという当時の先生方の大きな決意が秘められたスローガン、メインテーマであったと思います。

その後、厚生科学研究を中心にさまざまな研究・調査、コホート研究が行われました。大変ありがたいことに、私が平成 18 年に会長に就任して以後、この 10 年、15 年、あるいは 20 年という長い期間の研究成果が会長としての私の手元に届けられ、私ども日本歯科医師会の政策決定にきわめて大きな貢献をされました。もちろん私たち仲間の開業医もそのような研究をしておりましたが、まさに学会の先生方の大きなご努力であったと心から感謝を申し上げます。

そして先ほど申し上げた「歯科医療を拓く」、その拓かれた歯科医療が少しずつではありますが現実味を帯びてきていると思います。2 点だけ実例を申し上げます。

昨年、二つの医療に関する大きな法律を議員立法で通そうという動きがありました。こ

これは政権交代があったのでどうなるかわかりませんが、一つは医療基本法、もう一つは尊厳死法です。医療基本法というのは医療にかかわる最も基本的な政策の枠組みをつくるための基本法であり、こういうときに従来は歯科医師会にお呼びはなかったと思います。つまり、医療基本法という最も基本的なところに歯科は専門分野として関係ないと扱われたと思います。尊厳死法においても、死というものを看るのはドクターだから、歯科医師はお呼びがないというのが過去の状況であったと思いますが、この二つの法案について、その法案にかかわる議員から私どもに意見聴取の機会が得られました。

医療基本法については、日本歯科医師会は常務会で長く勉強して、その成果を見解として出しました。ご覧いただければ大変ありがたいと思いますが、基本的にここの中で言ったのは疾病構造の変化、特に生活習慣病、これは私ども歯科が従来ずっと扱ってきた疾患である。それに対して予防と具体的な医療、そしてそれをどう実現していくのかというノウハウを私たちは他の医療よりも明確に持っている。そのことを通して、先ほど江藤会長が言われた「生きる力を支える歯科医療」、人々の生きる力をどう支えていくのかという目的を医療の最も基本に置くことについて歯科医療は最先端を行っているということを書かせていただきました。

二つ目の尊厳死法案、これも歯科の取っかかりは何であったかということ、口腔外科において、当然、癌を中心に歯科医が死を看取るということはありうる。したがって、尊厳死法案の中に歯科医の意見が入らないのはおかしいということでした。

私は呼ばれて行って議員の何人かとお話をしたとき、たしかにそれは歯科医師がこの法案にかかわる最初の取っかかりだ、それは紛れもない事実だ。しかし同時に私どもが言いたいのは、尊厳として死を認めるならば、その人が死ぬ前にどう生きたか。つまり、尊厳ある生を認めなければ、尊厳ある死は認められないだろう。死ぬ前に最後の脈を取るのはホームドクターかもしれないけれども、その前にその人がどのように食べて人間の尊厳を保ちつつ亡くなっていくのかという状況は歯科医師がかかわる。したがって、最後の死ぬというところだけを尊厳死法案の視点にしないでほしい。その前にどう生きたかということを入れて初めて、尊厳死法の成立が概念として成り立つのではないかと申し上げ、議員の皆さんに全くそのとおりだとおっしゃっていただきました。

こういうことを私たちが言えるようになってきているのは、まさに歯科医療の可能性が大きく拓いてきたからであり、その責務を私たち歯科医師会も学会の先生方も歯科界に生きる者全てが負っていかなければいけない。それを負って初めて、国民から信頼される歯科医師であり、歯科医療であり、歯科医学であるというその証明、証しが得られると思っています。

そのために、この4月から私どもは新しい公益社団になり、認定の許可は来月の頭ぐらいになると思いますが、ここまで来てだめだということはありません。新しい公益社団と学会との新たな関係を築き、歯科界の発展のためにそれぞれが努力してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。続きまして昨年11月に開催された第22回日本歯科医学会総会の会頭でいらっしゃいます大阪歯科大学理事長、学長、本学会常任理事の川添堯彬先生にご挨拶をお願いいたします。

○川添常任理事 私からはご挨拶というより、第22回歯科医学会総会の無事に閉会といえますか、開催を得た御礼を皆様方に申し上げたいというのが趣旨でございます。

第22回日本歯科医学会総会は、昨年11月9～11日の3日間、大阪国際会議場（グランキューブ大阪）とインテックス大阪の2会場で、「お口の健康 全身元気ー各世代の最新歯科医療ー」というメインテーマの下に開催されました。

本総会の準備委員会は概ね3年間かけて、平成22年4月に設置されて以来、常に歯科界の今後ますますの発展を祈り、大阪から新しい息吹を吹き込み活力を与えたいとの強い思いを持ち、最善の策を講じ準備を進めてまいりました。

このたびの大阪での開催は実に平成3年以来21年ぶりのことでもございました。そのために不安が次から次とありましたが、皆様方のたゆまぬご努力のおかげをもちまして、今回初の企画として、日本歯科医学会に所属する専門分科会および認定分科会との共同催事となる分科会プログラムを実施いたしましたところ、23もの学会にご参加賜り、本総会に対する協力体制の重さが顕著に表れた結果と心から感謝している次第でございます。

また開会講演には、皆様の期待と注目を集めたノーベル医学・生理学賞を受賞した京都大学iPS研究所所長の山中伸弥教授のご講演が予定されていましたが、山中氏のノーベル賞受賞にかかわるさまざまな事情から、急きょ演者の交代を余儀なくされました。その後直ちに山中氏の推薦を受け、共同研究の第一人者であるとともに山中氏の右腕とも知られる高橋和利氏に「iPS細胞研究の進展」という同じテーマで講演をしていただき、3会場の2500もの席が満席となって注目を集めることができました。なお、本公演は会場に立ち見やお断りする方が出たほどの盛況でもございました。

本総会の開催状況や結果については、この後に事務局長からの詳細な報告があり、また日歯広報、歯科業界紙等で周知されていると思いますが、参加総数1万2415名、会場ごとの内訳としては、大阪国際会議場には8216名、インテックス大阪には4199名の方々がご参加くださいました。主催者といたしましては、学術プログラムの企画内容や質は、参

加の声などをお聞きしますと、大変満足できる結果となったと思っております。これもひとえに江藤学会長をはじめ、日本歯科医師会の久保会長、役員の方々、関係各位の献身的なご協力のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございました。ここで久保会長におかれましては公務のためご退席されるとのことでございます。お忙しいところをご出席賜り、ありがとうございました。

## ○平成 24 年度日本歯科医学会会長賞授賞式

○議長（永田俊彦君） それでは「日程 5. 平成 24 年度日本歯科医学会会長賞授賞式」を執り行いたいと存じます。これより設営いたしますので、しばらくの間、お待ちいただきたいと存じます。

（授賞式場設営）

○議長（永田俊彦君） 設営が終了したようですので、執行部、荒木副会長よりよろしくお願いたします。

○荒木副会長 ただいまから平成 24 年度日本歯科医学会会長賞授賞式を執り行います。受賞者の皆様方が会場に入場されます。どうぞ盛大な拍手でお迎えいただきたいと存じます。（拍手）

本日、学会会長賞を受賞されます先生方のご功績について、栗原総務理事より功績発表を行います。栗原総務理事、よろしくお願いたします。

○栗原総務理事 ただいまから本学会最高の顕彰であります平成 24 年度日本歯科医学会会長賞受賞者のご功績を発表させていただきます。

まず日本歯科医学会会長賞授賞基準第 3 条一号「歯科医学・医術の研究に成果を収め歯科医学・医療の向上に特に顕著な貢献があったと認められる者」に該当する受賞者は、渡邊誠先生、平井敏博先生、安孫子宜光でございます。

続きまして同授賞基準第 3 条二号「歯科医学教育に 30 年以上従事し、その向上に特に著しい功績があったと認められる者」に該当する受賞者は、中垣晴男先生、寺下正道先生、福島和昭先生でございます。

続きまして同授賞基準第 3 条三号「地域歯科医療に 30 年以上従事し、地域において指導的な役割を担い、地域社会の歯科保健衛生の向上に著しい功労があったと認められる者」に該当する受賞者は、新納哲雄先生でございます。

平成 24 年度日本歯科医学会会長賞の受賞者は以上 7 名の先生でございます。すでに評



議員の先生方におかれましては、この授賞ならびに会長賞制定の趣旨はご存じのことと思いますので、早速、受賞者決定に至るまでの経緯について簡単にご報告申し上げます。

本学会では、日本歯科医学会会長賞授賞基準に基づき、専門分科会代表者、認定分科会代表者、歯科大学学長、大学歯学部長ならびに日本歯科医師会会長よりご推挙いただきました候補者について、本学会顕彰審議会において慎重審議を重ね、その答申を受け、第7回常任理事会ならびに第4回理事会において厳正なる協議のうえ、受賞者を決定いたしました。

受賞者の功績概要についてはお手元の資料にございますが、ここで各先生方のご功績について簡単にご紹介させていただきます。

渡邊誠先生は、東北大学名誉教授で、現在、東北福祉大学総合福祉学部教授でいらっしゃいます。先生は専門分野の学術研究および学会活動において多くの功績を挙げられ、わが国のみならず世界の歯科医学の発展のために多大な貢献をされました。口腔生理学、顎関節症の治療法、顎顔面補綴、インプラント等の多岐にわたる業績は、他の追従を許さない研究成果として高く評価されています。また多くの国際学会や国内学会の大会長として開催・運営に携われました。本学会においても評議員、各種委員会委員を歴任され、会務の健全な運営に協力されました。

平井敏博先生は、北海道医療大学病院客員教授でいらっしゃいます。先生は東京医科歯科大学および北海道医療大学において、歯科補綴学の臨床・教育・研究に従事されており、特に北海道医療大学教授としての24年間は、豊かな学識と先見性、不断の情熱をもって歯科医学分野の先進的、革新的研究を推進されてきました。主な研究課題には、舌運動の巧緻性が咀嚼機能に及ぼす影響、加齢に伴う咀嚼機能の変化等が挙げられます。本学会においても常任理事、評議員、各種委員会委員として活躍され、会務の健全な運営に尽力されました。

安孫子宜光先生は、日本大学松戸歯学部教授でいらっしゃいます。先生は長年にわたり齲蝕、歯周病に関する分子遺伝学的研究、炎症生化学的研究、免疫療法の開発研究など歯科医学、医療の発展向上に多大な貢献を果たされました。また米国、中国、台湾、タイなど海外の大学で研究教授、客員教授を務めてこられ、それらの大学との共同研究も進めてこられました。本学会においても評議員、各種委員会委員としてご活躍され、会務の健全な運営に協力されました。

中垣晴男先生は、愛知学院大学名誉教授でいらっしゃいます。先生は45年間の長きにわたり、教育、研究に幅広く活躍されてきました。また口腔衛生学に関し、臨床家と学生の両方に有用な教科書『臨床化のための口腔衛生学』、『臨床家のための社会歯科学』など

を発刊されており、口腔衛生学のバイブル的な教科書になっております。本学会においても理事、評議員、各種委員会委員として、会務の健全な運営に尽力されました。

寺下正道先生は、九州歯科大学教授でいらっしゃいます。先生は歯科保存学領域の学生・大学院教育および臨床研修制度の立ち上げと研修歯科医の教育に力を注いでこられ、日本の歯学教育に多大な貢献をなさいました。また学会、歯科医師会、同窓会主催の講演や多くの市民公開講座で講演され、第一線で活躍する歯科医師や国民へ情報提供を行い、適切な歯科医療の普及に努力されています。本学会においても常任理事、各種委員会委員として、会務の健全な運営に協力されました。

福島和昭先生は、北海道大学名誉教授でいらっしゃいます。先生は歯科麻酔学が歯科医学・歯科医療の発展、充実のために重要な一端を担うという理念の下、38年余りにわたり、教務委員会委員長、臨床実習協議会委員長などを歴任するとともに、鋭意、歯科麻酔学教育の構築に取り組みました。また歯科麻酔学会認定歯科麻酔専門医制度の構築にあたり、歯科麻酔学会理事長として尽力され、学会法人化や専門医制度制定を成し遂げられました。本学会においても理事、評議員、各種委員会委員等を歴任され、会務の健全な運営に尽力されました。

最後に新納哲雄先生でございます。新納先生は鳥取県歯科医師会理事、鳥取県西部歯科医師会の役員要職に20年余り在任し、鳥取県口腔総合保健センターの運営と歯科保健活動の推進、口腔衛生関係者研修会など各種歯科保健事業の参画実施、そして在宅寝たきり老人の歯科診療事業等を積極的に実施するなど、地域住民と一体となった歯科保健事業の充実推進に多大な貢献をされました。また米子市長表彰や日本歯科医師会長表彰等、数々の賞を受賞されています。

以上、簡単ではございますが、受賞者の功績発表といたします。

○荒木副会長 ありがとうございます。次に受賞者の皆様方に江藤会長よりお祝いの言葉を申し上げます。江藤会長、よろしく願いいたします。

○江藤会長 それでは一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。渡邊先生、平井先生、安孫子先生、中垣先生、寺下先生、福島先生、新納先生、この7名の方でございます。おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

さて、2012年というのは特別の年でございます。先ほど川添先生がおっしゃったように、山中伸弥先生がノーベル医学・生理学賞をお取りになった。歯科界のどなたも、歯科から出ないのかと当然思うわけです。次の次か、次の次の次の次ぐらいに歯科からノーベル賞を出したいと思いますが、どうすればいいのか。これは先端的な歯学研究を進めると同時に、人材育成の問題でもございます。

ですから歯科という小さな領域の中で、いわば拠点化を図ろうということで、歯科医学研究所をつくり、そこで先端歯学研究を進めると同時に、若い人材を育成していこうという構想がございます。ただ、構想だけではだめなので、財源を求めなければいけないということで、文科省に大型研究の申請を、学術会議の会員、戸塚先生、ここにいらっしゃる古谷野先生、山口先生、それから学術会議の会員 OB でいらっしゃる渡邊先生といった方々を先頭に、歯科医学会としてはそれを後押しするかたちで続けております。

つい先週ですが、その大型研究、二十数件が文科省に上がっておりますが、その中の脳科学がアベノミクスで予算が取れた。6 億だと言っておりましたが、いつ仕掛けたのだと聞いたら、2006 年から仕込みをしているということで、足かけ 6 年かかっております。こういった大型の予算要求というのは時間のかかるものです。歯科界を挙げて忍耐強くこれを継続していくことであろうと思っております。ぜひ本日受賞された先生方、こういった歯科界の研究の底上げにご助言、ご教示をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、お祝いの言葉にさせていただきます。本日はおめでとうございました。(拍手)

○荒木副会長 ありがとうございます。これより顕彰状ならびに副賞の贈呈を行います。まず授賞基準第 3 条一号に該当する歯科医学・医術の研究の発展にご貢献されました渡邊誠先生、どうぞ前へお進みください。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。渡邊誠殿。あなたは歯科医学・医術の研究に多大な成果を収め、歯科医学・医療の向上に顕著な貢献がありました。よってここにその功績をたたえ、日本歯科医学会会長賞を贈り、これを表します。平成 25 年 1 月 25 日。歯科医学会会長、江藤一洋。(拍手)

○荒木副会長 続いて平井敏博先生、前へどうぞ。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。平井敏博殿。以下同文でございます。(拍手)

○荒木副会長 続いて安孫子宜光先生、前へどうぞ。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。安孫子宜光殿。以下同文でございます。(拍手)

○荒木副会長 続いて授賞基準第 3 条二号に該当する歯科医学教育の向上に多大なご貢献をされました中垣晴男先生、どうぞ前へお進みください。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。中垣晴男殿。以下同文でございます。(拍手)

○荒木副会長 続いて寺下正道先生、前へどうぞ。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。寺下正道殿。以下同文でございます。(拍手)

○荒木副会長 続いて福島和昭先生、前へどうぞ。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。福島和昭殿。以下同文でございます。(拍手)

○荒木副会長 続いて授賞基準第3条三号、地域歯科医療の向上に多大なるご功績を残されました新納哲雄先生の代理授与といたしまして、廣田先生、前へどうぞ。

○江藤会長 日本歯科医学会会長賞。新納哲雄殿。あなたは地域歯科医療に30年以上従事し、その向上に特に顕著な貢献がありました。よってここにその功績をたたえ、日本歯科医学会会長賞を贈り、これを表します。平成25年1月25日。日本歯科医学会会長、江藤一洋。(拍手)

○荒木副会長 ただいま受賞されました先生方を代表し、平井敏博先生より謝辞を頂戴いたします。平井敏博先生、よろしく願いいたします。

○平井敏博君 7名を代表し、不肖平井が謝辞を述べさせていただきます。まず会長賞の授賞候補者としてご推薦くださいました各分科会、大学、都道府県歯科医師会の皆様、そしてご審査くださいました本学会顕彰審議会ならびに理事会の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私たち7名はそれぞれ研究部門、教育部門、地域歯科医療部門におけるこれまでの活動から表彰されたわけで、このこと自体は望外の幸せであり、身に余る光栄でございます。しかし、われわれ7名のこれまでの活動は決して単独では行いえなかったものでございます。そこには多くの同僚、仲間、スタッフがいたわけです。すなわち教室員であり、大学の事務の方々、歯科医師会の仲間の方々、関係者等々でございます。それゆえに、このたびの受賞は周りの方々全員の努力のたまものであると考える次第です。この意味から、周りの支えてくださった皆様に感謝を申し上げなければならないと思います。ありがとうございます。

さて、このたびの受賞を代表して謝辞を述べるにあたり、日本歯科医学会規則集に目を通してみました。その第2条「目的」に、「歯科医学を振興することによって歯科医療を向上し、国民および人類の福祉に貢献することをもって目的とする」と記載されております。さらに附則には、「本施行規則は、昭和35年1月1日より施行する」と記載されているわけです。なぜこの目的に「健康」という文言が入っていないのかはわかりませんが、「福祉」という言葉はもともと、幸せ、豊かといった意味でございます。とにかく QOL の確保のために歯科医療が必要である旨が、昭和35年、1960年の時点で明記されているわけです。

皆様ご存じのとおり、QOL 研究は1940年の後半から50年にかけて、癌治療、ホスピスに関連して開始されました。そして健康関連 QOL が独自に発展してきたのは、老年学、医学、看護学、保健学の分野で、1960～70年とされております。日本歯科医学会も、1960年の段階ですでにこのことを強調していたわけです。

さらに重要なことは、今日、健康関連 QOL の基本に、歯の健康があるということが根拠を持って明らかにされてきていることです。

以上のことから、日本歯科医学会はいまこそオールジャパンのチームとして歯科医学の学術の力を結集する活動がますます必要になっていると考えます。日本歯科医学会のさらなる発展を期待いたすところでございます。

終わりになりましたが、ご列席の皆様のみすますのご健勝とご活躍を祈念し、謝辞とさせていただきます。本日はありがとうございました。(拍手)

○荒木副会長 平井先生、ありがとうございました。受賞されました先生方、まことにおめでとうございます。先生方の今後みすますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

以上をもちまして授賞式の全日程を終了いたしました。それでは受賞されました先生方がご退場されます。拍手をもってお見送りいただければ幸いです。(拍手)

これをもちまして平成 24 年度日本歯科医学会会長賞授賞式を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長 (永田俊彦君) 荒木副会長、ありがとうございました。それでは場内整理を行いますので、ここで 10 分間、休憩したいと思います。

(休憩)

## ○報告

○副議長 (河田英司君) 休憩を解き、会議を開催いたします。ご着席ください。それでは「日程 6. 報告」に入りたいと存じます。まず「(1) 一般会務報告」を栗原総務理事よりお願いいたします。

○栗原総務理事 それでは青色の表紙の資料、1 ページ目でございます。「一般会務報告」をさせていただきます。平成 24 年 7 月 24 から平成 25 年 1 月 24 日の間の報告でございます。代表的なものだけ取り上げてご報告させていただきます。

7 月 24 日、第 88 回評議会を開催いたしました。7 月 29 日、平成 24 年度学術講演会「国民が求める歯科医療をめざして—これからの訪問歯科医療—」をテーマにして、島根県で開催しております。同じ内容で学術講演会を、8 月 5 日に石川県、8 月 26 日に埼玉県、9 月 9 日に山形県で開催しております。

8 月 6 日、平成 24 年度プロジェクト研究研究者打合せ会 (テーマ A : 金属アレルギー患者における診断・治療法に関するプロジェクト研究) を開催しております。8 月 8 日、第

1 回周術期口腔管理に係る打合会を開催いたしました。同じ内容で第 2 回は 9 月 26 日でございます。プロジェクト研究のテーマ B、テーマ C は、8 月 20 日に研究者打合せ会をさせていただきました。8 月 21 日、第 2 回学術講演委員会を開催しております。

9 月 11 日、第 4 回常任理事会を開催しております。今年度も厚労省の受託事業を受託いたしましたので、それに関連して、9 月 21 日、偶発症予防班が第 1 回の会議を開いております。9 月 27 日、第 2 回英文雑誌編集委員会。9 月 28 日、厚労省受託事業の院内感染対策班が第 1 回の会議を開いております。

10 月 1 日、第 2 回学術研究委員会を開催しております。10 月 9 日、歯科医学会誌第 32 巻座談会を開催しております。同日、厚労省受託事業のインプラント班が会議を開いております。

10 月 12 日、第 5 回常任理事会を開催しております。10 月 18 日、第 5 回ライブラリー収載部会を開いております。10 月 22 日、第 5 回専門分科会資格審査委員会を開催し、11 月 19 日、第 6 回を開催しております。

ただいまございました顕彰に関する審議会は、10 月 23 日に第 1 回、11 月 21 日に第 2 回を開催しております。10 月 24 日、第 1 回専門医制協議会を開催しております。10 月 31 日、学会第 1 回選挙管理会を開催しております。

11 月 6 日、学会尊厳死法案に係る打合せを開催しております。11 月 28 日、厚労省受託事業の在宅歯科診療に関する情報収集事業班が第 1 回の会議を開催しております。12 月 14～15 日、日本歯科医学会第 2 回ワークショップを開催しております。

12 月 17 日、第 6 回常任理事会を開催しております。1 月 12 日、第 29 回「歯科医学を中心とした総合的な研究を推進する集い」を開催しております。1 月 15 日、第 7 回常任理事会、代表者会議、第 4 回理事会を開催しております。以上でございます。

○副議長（河田英司君） ありがとうございます。続きまして昨年 11 月に大阪で開催され成功裏に終了いたしました、第 22 回日本歯科医学会総会の総括報告を事務局長の諏訪文彦先生よりお願いいたします。

○諏訪事務局長 ただいまご紹介賜りました第 22 回日本歯科医学会総会の事務局長を拝命しております諏訪でございます。評議員会の貴重なお時間を頂戴し、簡単に総括報告をさせていただきます。

第 22 回日本歯科医学会総会は、大阪国際会議場（グランキューブ大阪）とインテックス大阪で、2012 年 11 月 9～11 日の 3 日間にわたって開催されました。「お口の健康 全身元気ー各世代の最新歯科医療ー」のテーマの下、乳幼児から高齢者に至る全てのライフステージにおいて、口腔の健康が日々の生活の質の向上と全身の健康に影響していること

を学術的根拠をもって解き明かし、歯科医療の重要性を社会に発信する場といたしました。さらに本総会は未来にも視点を置いた、すなわち将来の総会の方向性を探るための新しい試みの挑戦でもありました。

学術プログラムでは、最大の目玉である開会講演に近未来の歯科医療として再生医療ということになり、「iPS 細胞研究の進展」の演題で山中伸弥先生に講演をお願いいたしました。山中先生は、この時期にノーベル医学・生理学賞を受賞されることにより公務が重なり、講演は高橋和利先生がなされることになりましたが、本会場では収容しきれず、準備した全ての会場が聴講者で埋め尽くされ、大好評をいただきました。

開会講演のほか、国際会議場ではメインテーマを基軸とした学術プログラムとして、講演、シンポジウム、歯科衛生士セッション、歯科技工士セッション、国際セッション、ランチョンセミナー、サテライトシンポジウム、視聴覚プログラム、大阪府歯科医師会を中心とする近畿北陸地区歯科医師会による公開フォーラムおよび府県民イベント、学生が参加するポスターセッション、DSP が行われ、また大学と臨床家、企業、一般市民との交流の場として、大学紹介ブースも登録受付の会場に設置されました。

一方、インテックス大阪では、初めての試みとする日本歯科医学会の分科会セッション、さらにポスターセッション、テーブルクリニックが行われ、同時に日本デンタルショー2012 も併催され、どの会場も熱気に包まれて、臨学産一体となった歯科界最大級の学術大会となりました。

大阪国際会議場とインテックス大阪の両会場を合わせた登録者数は 3 日間合計で 1 万 2000 を超え、公開フォーラムおよび府県民イベントに来場した一般市民も 1200 を数えるなど、大盛況のうちに終わることができました。

最後になりましたが、総会を成功裏に終了させていただきましたことに、本日ここにお集まりの先生方をはじめ、日本歯科医師会、日本歯科医学会、日本歯科商工協会の皆様に厚く感謝と御礼を申し上げ、報告とさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)

○副議長（河田英司君） ありがとうございました。続いて「(3) 会計現況報告」を山崎常任理事よりお願いいたします。

○山崎常任理事 14 ページ、資料 3①学会会計収支計算書でございます。収入の決算額も支出の決算額も 11 月末の時点であり、予算額とはずいぶん隔たっておりますが、これは日本歯科医師会全体の会計の中で動かしており、実態としては基本的に予算どおりになってきております。

続きまして 15 ページ、資料 3②日本歯科医学会学術大会会計収支計算書でございます。

これも同じように決算額が 11 月末の時点では予算額とずいぶん違いますが、この学術大会の会計については現在いろいろな費用の支払いが始まっており、予算どおりになってきているところがございます。以上でございます。

○副議長（河田英司君） ありがとうございます。続いて江藤会長より「(5) 会長報告」をお願いいたします。

○江藤会長 それでは日本歯科医学会の会長報告ということで、お手元に資料 5 として出ております。パワーポイントを持ちながら、簡単に説明をさせていただきます。

日本歯科医学会の重点計画の進捗状況でございます。

重点計画をどうやって実施、実現していくかというプロセスですが、理念・構想があり、委員会を設置し、報告書・提言、仕込みとございます。そして体制づくり・予算獲得、行程表、実現。この仕込みというのは関係組織の利害の調整であり、場合によっては行政、国民へのアピールといったことが含まれます。

理念は、先ほど来申し上げておりますように、歯科医学は歯科医療のために貢献するところと。

歯科医療への学術的根拠の提供ですが、この中核となっているのが歯科医療協議会でございます。中医協、厚労省から 2 年おきの診療報酬改定に伴い、歯科医療技術の評価、再評価の提案書の依頼がまいります。先進医療についても同じでございます。それらについてガイドライン、プロジェクト研究、タイムスタディといったものが支えております。これらを支えているのが各分科会、各診療所の研究成果でございます。

この歯科医療協議会を動かすにあたり、ワークショップを各分科会から関係者をお呼びしてやっております。高い採択率を目指すと出ていますが、ちなみに平成 22 年の場合には、外保連はだいたい 300 出して 150 だから 5 割、ところが歯科は 56 出して 11 だから 2 割。平成 24 年になると、歯科は 92 出して 14 で採択率はやや増えたのですが、申請率は大幅に増えております。これはワークショップのおかげですが、外保連のように採択率を上げるにはどうすればいいかを外保連の関係者に教わって検討中でございます。

こういったシステムは、平成 18 年の医療制度改革「学術的根拠に基づく医療の推進」で、日本歯科医師会が「政策」、日本歯科医学会が「学術」と、組織の役割が明確にされて以来でございます。

歯科診療ガイドラインの作成体制、これは何度もお見せしているものですが、平成 18 年には 1 編しかなかった。現在、20 編でございます。これは厚労省から金が来たのではなく、全部自力でございます。各分科会でこしらえたもの、歯科医学会が掛け声をかけたものなどが 20 編で、そのうちの 10 編が医科側の Minds に収載されております。



この 20 編、本当に使われているのかといった声もございますが、歯科診療ガイドラインの普及。「活用しよう！ 歯科診療ガイドライン」。これは北海道歯科医師会でございます。「会員諸兄には、ガイドラインに慣れ親しみ、日ごろの診療に役立てていただきたいと願うところであり、また、ガイドラインが近未来の歯科診療のスタンダードとなることを期待して止まない。“学ばざれば便ち老いて衰う”」。臨床現場にこれで普及が始まったということです。これはつくった先生方にもやっと甲斐があった。この席を借りて、北海道歯科医師会に御礼を申し上げたいと思います。

こういった自助努力、普及の結果、平成 23 年からやっと厚労省が 3700 万円の予算を付けて、ガイドラインの作成に補助をいただいております。ですから最初に提案があり、組織、体制をつくり、自力で実績をつくり、それから予算取りをしたというプロセスでございます。

歯科医療技術革新ですが、平成 20 年の医療機器産業ビジョンに合わせるために、平成 18 年から歯科医療機器産業ビジョンをつくり、23 年に改訂を行いました。これはあくまで報告書、提言でございます。それではこの中から優先順位を付けて実際にやっという。その最優先事項が在宅歯科診療器械・材料の開発でございます。

これを具体的にどうやったのか。在宅の機器を七つの企業と大学のグループに分けて、自力で開発を始めたわけです。やっと昨年、まだ本年度ですが、今度は経産で予算が付きました。それによって、共通の企画で、デザインは各企業にお任せするというコンソーシアム形式の開発が初めて可能になりました。これも最初に提言ありき、それを具体化し、自力で実績をつくり、予算を獲得したというプロセスでございます。

専門医制度ですが、何をもたもたしているのかというのは伺っております。歯科保存・補綴については、日歯の生涯研修の中で総合歯科医とどう調整するのか、現在、話し合いをしております。

口腔インプラントについては、「歯科インプラント治療の実態・課題について」という調査報告書を出したばかりでございます。国民の関心がかなり高まっております。「国民が賢くなれば、レベルを上げるのにいいチャンスである」という、インプラントの大家の小宮山先生のご指摘は傾聴に値します。

矯正歯科専門医は、3 団体があり、これらで話し合いをしてきたわけですが、ここに来て日本矯正歯科学会の会員数、専門医の認定制度、原著論文数、国際学会の活動の状況、2020 年に第 9 回国際歯科矯正会議を招致したという実績を踏まえて、厚労省に広告可能な専門医の申請をしております。

顎関節専門医については、顎関節症の 90%以上、顎関節症に関する論文の 90%以上が

歯科側から出ております。これを踏まえて、耳鼻科のいろいろなクレームについては共通で顎関節専門医を取れるようにしようということを含めて、厚労省と交渉中でございます。こういった経過でございます。

ただ、急がなければならないのは、厚労省の医科における専門医の在り方に関する検討会が中間まとめをして、もうじき最終まとめが出ますが、その中身は「中立的第三者機関を設立して、専門医認定基準や養成カリキュラムを作成し、専門医の認定を行う」。2013年には中立的第三者機関の設立、それからボードの発足、プログラムの策定、2017年には開始するというスケジュールが決まっておりますから、歯科としてはこれにどういったかたちでドッキングするかが喫緊の課題でございます。

歯科医学未来構想については、私の後に学術会議の古谷野先生がお話しになります。ただ、ここで申し上げたいのは、歯科医学研究所をつくるというのは、先ほども歯科医学会会長賞のところで少し申し上げましたが、先端研究と人材育成でございます。それに学術会議を先頭にして大型の研究費を申請しよう。

その必要性。それから日本の歯科医学の国際的实力、これは先端歯学国際教育研究ネットワークから、基礎研究は強いけれども、臨床応用は少し遅いといった自己評価をしたものが出ております。さらに29の歯科大学・歯学部と40の学会はこれを支援するというアンケート調査の結果が歯科医学会に出ております。また人材プールの規模ですが、これは何か。医科は48の医科系の附置研があります。ところが歯科は一つでございます。研修病院は、医科は1090あります。ところが歯科は32でございます。若い人をためておける、プールしておける規模が全然違う。そして歯学部学生の質の低下、これも勘案してくれ。こういったことで文科省と折衝しております。この具体については古谷野先生がお話をされると思います。

しかも、これは歯科の中の競争ではなく、脳科学、宇宙、ゲノム、こういったところとの競争でございます。だから時間がかかりかかると考えていいと思っております。

国際連携ですが、中国だけを見ていたのでは、とてもアジアのイニシアチブは取れない。韓国、ASEANの参加を促す。それから分科会を行っている国際学会とどのように連携するかも課題でございます。

またIADRは歯科における国際研究学会の一番大きなものですが、ここに若手を引っ張り出すためには、ただ学会発表するだけでなく、その領域の方向性、シンポジウムの企画等をするビジネスミーティングに日本の参加者がもっと出よう。それによって若手を押し出していこうといったことをJADRと検討中でございます。

学会機構改革、これはすでに申し上げましたが、中立性の堅持。日歯との連携協力体制

の強化。それから財政ですが、これまでの財政基盤を大きくは変えない方向で最大限の削減を行う、調査研究の委託事業化、外部資金の獲得によって基盤強化を図るといった方向でございます。

スケジュールとしては、日本歯科医学会と日本歯科医師会が意見調整をしているところでございます。日本歯科医師会が新法人になった後、両組織による基本方針の合意、全会員への情報発信と意見の取りまとめ、分科会の意見の取りまとめ、最終方針の決定、行程表の作成と実施というのがスケジュールでございます。

すでに歯周病学会からは、学会を取りまとめる歯科医学会の存在は必要、中立性はきわめて重要、財務的に独立すべし、歯科医学会に協力して財務の分担も必要である、こういった一つのエールが送られてきております。

歯科医学会はいま端境期にあります。先生方のご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副議長（河田英司君） 続きまして「(6) 日本学術会議報告」を本学会理事の古谷野潔先生よりお願いいたします。

○古谷野理事 古谷野がご報告申し上げます。今期 22 期の学術会議の歯学領域の会員は、北海道大学の戸塚名誉教授、東京医科歯科大学の山口教授と、私、古谷野の 3 名が務めております。ちなみに、科学領域全領域で 210 名の会員がおり、薬学領域も 3 名という数でございます。

資料 6 をご覧ください。先ほど江藤会長の報告の中でもありましたが、22 期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定を進めております。12 月 21 日に最終決定した資料がこの資料 6 で、1 枚目は委員会のメンバーです。

もう 1 枚開けていただいて、下にページ数の 1 と書いてあるところをご覧ください。目的・位置づけとして、(1) 科学者コミュニティの代表としての日本学術会議が主体的に策定する。(2) 大型施設計画・大規模研究計画を学術大型研究計画と呼び、これらのうち速やかに実施すべき重点大型研究計画を策定する。それにあたっては、前もって学術研究領域を制定しておくということを決定しております。

また 2 の 1 の (1) 学術研究領域の制定ですが、歯学領域は歯学委員会が (a) の分野別委員会であり、それぞれの委員会に学術研究領域を制定しろということが来ております。

(2) 学術大型研究計画の策定、これはそもそもどんなものかということ、実施期間が 5 ～10 年程度、予算総額は数十億円超（上限は特に定めない）、これにはカミオカンデ、すばる天文台といったとてつもなく大きな金額のものも含まれており、何百億円というものも理学系の分野などではあります。

(b) 策定プロセスということで、公募と書いてあります。

提案者は、研究・教育機関長または部局長、学術会議会員、連携会員、学協会長ということで、幅広いところから応募ができます。ただし、各提案は、学術会議の会員もしくは連携会員3名以上、少なくとも会員1名を含むこととなっております。

分野別委員会または部では、一定の絞り込みを行う。この分野別委員会は歯学では歯学委員会ということになります。

総数200件程度の大型研究計画を策定するということです。

さらにその中から、(3)重点大型研究計画の策定ということで、25~30件程度を、諸観点から速やかに実施すべき計画として選択し、重点大型研究計画とする。

前置きが長くなりましたが、歯学の中から重点大型研究計画に選ばれる研究計画を出すことが目標でございます。

(b)の⑤に評価のポイントがありますが、計画の学術的価値、これは当然です。次に科学者コミュニティの合意が非常に重要であり、その分野のコミュニティの中で合意がしっかり取れているかがポイントになっております。そこで、日本歯科医学会にもご連絡を差し上げて、各学協会に周知してご意見を伺っているところでございます。

3ページにスケジュールとありますが、2013年1月、学術研究領域の制定ということで、歯学委員会では、先端口腔科学研究一つの領域で進めようと、これをすでに提出してあります。来月から計画の公募が始まり、3月に締め切り、200件を決めるのが6月、25~30件を決めるのが12月でございます。

ただ、あくまで学術会議は学術の必要性があるものを取りまとめるのであって、予算化については別途、文科省等がするので、学術会議で選ばれたら直ちに予算が付くというものではありません。しかし、例えば理学領域の研究者の間では、カミオカンデのようなものも、この中で25~30件に、少なくとも200件に採用されていないと、今後、大型の研究費を政府に要請する場合、これに載っていないということで非常に不利になると言っておられます。

これはいまの学術会議でやっているマスタープラン策定に関するものですが、すでに昨年の8月に案が公表され、それに応じて歯学委員会で作業を進めております。歯学委員会で取りまとめていこうと、マスタープラン策定にかかわっている中心的な先生方のご意見を伺ったところ、歯学領域からは1件をしっかり絞り込んで、歯学コミュニティの合意が得られたものとして出すのがよからうというアドバイスをいただいております、学術会議の歯学委員会の中でワーキンググループをつくり、そこで研究計画の案を練っていこう。半ば練っておりますが、それを今後進めていくということですが、また折に触れてご相談、ご報

告申し上げたいと思いますが、現状はそういったところでございます。こういうことが進んでいることをご承知おきください。

そのほか学術会議の活動としては、歯学委員会の下に、臨床系歯学分科会、基礎系歯学分科会、歯学教育分科会、機能系歯学分科会、歯科医療制度に関する検討分科会がありますが、それに加えて、一昨年の大震災を受けて、震災に限らず、大規模災害のときの歯学・歯科医療の体制について改めて取りまとめをして提言してはどうかということで、そういった分科会を立ち上げようという動きも出ております。

以上、簡単ではございますが、特にマスタープランについては話が大きいことですので、時間を使ってご説明申し上げました。

○副議長（河田英司君） ありがとうございます。これまでの報告に対するご質問をお受けいたします。ご質問のある評議員の先生方は、挙手と同時に、議席番号とお名前を発していただきたいと存じます。その後、議長の指名によりご発言をお願いいたします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

それでは執行部、このほかに追加報告はございませんか。

○栗原総務理事 お願いがございまして。先ほど第 22 回日本歯科医学会総会の総括報告が川添会頭、諏訪事務局長よりございましたが、この総会の準備、運営にご尽力くださいました川添会頭に対し、本学会から感謝楯を贈呈したいと存じます。よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○副議長（河田英司君） ただいまの執行部提案についてご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（河田英司君） それではこれより設営いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

（設営）

## ○第 22 回日本歯科医学会総会会頭に対する感謝楯贈呈式

○副議長（河田英司君） それでは栗原総務理事、よろしくお願ひいたします。

○栗原総務理事 ありがとうございます。それではお時間を頂戴して、ただいまから第 22 回日本歯科医学会総会会頭、川添堯彬先生に対する感謝楯の贈呈式を執り行います。川添会頭、どうぞご登壇くださいませ。

第 22 回日本歯科医学会総会は、大阪歯科大学を中心とした準備委員会を組織し、長期間にわたり綿密な計画の下、時宜を得た式、新企画を盛り込むなど、用意周到な準備を積み重ねて、当日も遺漏なく行われました。この総会は多くの会員、歯科医療関係者の参加

を得て、高い評価を受けております。

そこで、本総会の開催にあたり、その準備、運営に献身的にご尽力された先生方を代表して、川添会頭へ感謝楯を贈呈したいと思っております。江藤先生、よろしくお願ひいたします。

○江藤会長 感謝状。第 22 回日本歯科医学会総会会頭、川添堯彬殿。貴殿は平成 24 年 11 月 9 日から 11 日までの 3 日間、大阪で開催された第 22 回日本歯科医学会総会の会頭として臨学産の連携のもと、学術の振興と国際交流に多大なる貢献をされました。ここに深甚なる感謝の意を表します。平成 25 年 1 月 25 日、日本歯科医学会会長、江藤一洋。(拍手)

○副議長 (河田英司君) これをもちまして感謝楯の贈呈式を終了いたします。ご協力ありがとうございました。それでは場内整理を行いますので、しばらくの間お待ちいただきたいと存じます。

(場内整理)

○副議長 (河田英司君) 執行部、このほかに追加報告はございますか。

○栗原総務理事 ございません。

○副議長 (河田英司君) 以上をもちまして「日程 6. 報告」は終了いたしました。

## ○議事

### ○第 1 号議案 認定分科会への登録に関する件

○議長 (永田俊彦君) 引き続き「日程 7. 議事」に入りたいと思っております。「第 1 号議案 認定分科会への登録に関する件」についての提案説明を荒木副会長からお願いいたします。

○荒木副会長 それでは第 1 号議案についてご説明させていただきます。「認定分科会への登録に関する件」でございます。

日本歯科医学会認定分科会への登録の承認を求める学会として、日本口腔リハビリテーション学会、日本口腔顔面痛学会、この 2 件について登録をご承認いただきたいと思います。なお、登録の時期は、平成 25 年 4 月 1 日からといたします。

裏に提案理由があります。平成 24 年 8 月の公示を受け、本学会認定分科会への登録申請のあった日本口腔リハビリテーション学会および日本口腔顔面痛学会について、専門分科会資格審査委員会において、当該学会の設立の理念および活動状況等を、本学会が定める認定基準に照らし、慎重かつ厳正な審査を行いました。

同年 11 月には、その結果を取りまとめた答申を得ました。

その答申内容を踏まえ、常任理事会ならびに理事会において、登録学会の可否について協議を重ね、両学会とも認定分科会承認基準を満たさない項目があることを承知したうえ

で、当該学会の歯科領域における独立性や専門性、さらには社会的なニーズ等を大局的に判断し、日本歯科医学会認定分科会への登録を可とする結論に至りました。

については、日本口腔リハビリテーション学会ならびに日本口腔顔面痛学会を平成 25 年 4 月 1 日付にて、新たに日本歯科医学会認定分科会への登録を認めたいと思いますので、ここに提案させていただきます。

なお、この説明について江藤会長から追加の説明があります。江藤先生、よろしくお願いいたします。

○江藤会長 それでは追加をさせていただきます。この認定分科会の審査については、ただいま荒木副会長からありましたように、今回からシステムが変わりました。審査をしたうえで、決定は常任理事会、理事会、最終的には評議員会というかたちでございます。今回、日本口腔リハビリテーション学会と日本口腔顔面痛学会、この二つが挙がっております。

まずリハビリテーション学会から申し上げますと、歯科の診療ですが、診断、検査、治療、予防、リハビリという流れがございます。医科は、その流れに対応する学会ができ上がっております。ところが歯科は、例えば検査、診断が弱い、リハビリが全然ないといったことが言われてきておりました。

ここに来て医科にどういった動きがあるかですが、高齢化に伴い、当然、リハビリテーションに保健医療を厚くするという動きがあると同時に、ロコモティブシンドロームといったかたちでいろいろな検討が始まっております。ということは、近々には保険診療の中にかなり大幅にリハビリが取り入れられるという動きがあります。すでに教育の中にも導入されております。

そういったことを見ますと、歯科はどうするのか、受け皿はあるのかと言われたときに、厚労省関係者、日歯関係者に聞いても、社会保険の受け皿として学会がないというのは非常にやりにくい。また教育の面でも、高齢化をにらんで問題がある。そうであれば、大局的、政策的、教育的に見て、リハビリテーション学会に歯科の中に入れていただく方向がありうるということで、今回の判断をいたしました。

それから日本口腔顔面痛学会でございます。社会通念上、歯科医は痛みが重要であるということがあります。ところが口腔顔面痛学会は診療ガイドラインをすでに作成しておりますが、認定分科会ではありませんので、実は **Minds** にも収載されております。本来であれば歯科医学会に収載されてしかるべきものが、ペインクリニック学会は非常に古い学会ですが、そこを經由して医科のほうに上がっている。歯科のほうの痛みはどうなっているのか。これも受け皿がないということであると、社会通念上、受け皿をつくっておくべき

ではないかという判断を今回下したわけですから。以上でございます。

○荒木副会長 議長、以上の提案理由で、第1号議案を提案させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。それでは「第1号議案 認定分科会への登録に関する件」についてのご質問をお受けしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。どうぞ。

○富野評議員（北海道・東北） いま江藤会長からもっともらしい説明がありました。私は以前に苦い思いもしておりますので、そうかということで聞きましたが、私の発言は決して認定分科会への登録の門戸を狭めよという趣旨での発言ではありません。この文面には、承認基準を満たさないけれども、社会うんぬんと書かれております。では、いまある基準は何なのかということです。基準を満たさないのに認めるとなると、それほど基準というのは大雑把なものであって、何でも結局は通るのかという議論が必ず発生してきます。

私は、江藤会長が常に中立性、独自性という発言をされているように、学会として凛とした姿勢で対応することが必要だと思っており、ここに何かしらの力学が発生してはいないのかといううがった見方もしているところです。基準は基準としてあって、参考の資料も見ましたが、どこの参考資料の中にも評価をするようなことは一つも書かれておりません。承知したうえでという言葉で代替されていると思いますが、個人的にはこの登録を承認するというのは、受け皿としてと江藤会長は言われましたが、基準は基準としてありますので、拙速であると感じております。

○議長（河田俊彦君） ありがとうございます。執行部からご発言をお願いいたします。

○江藤会長 大変貴重なご意見をありがとうございます。個々の仕切りの中で正解であっても、全体としての正解とはならずということもあります。

実は、この苦い思いというのは、東北の大震災の前年に、日本法歯科医学会の申請がありました。まだできたばかりで、学術的な論文数も活動状況もきわめて不十分だということで、認定分科会に入らなかったのがございます。執行部としては、それを強引に入れたらどうかという意見はあったのですが、私は逡巡して時を失いました。

震災直後にいち早く警察庁と日本法医学会はアクションを起こしております。歯科は警察庁から日本歯科医師会が依頼を受けて動いたのですが、そのときよりもはるかに早く法医学会は動いた。そういったことを考えますと、法歯科医学会を日本歯科医学会の傘下に入れておくべきだったという思いがあります。

そういった意味で、リハビリテーションについては不十分な点がかなりあるという指摘はありますが、いま仕掛けをしている医科側のリハビリテーションが動き始めたときに、



やにわにどうするのかという話になっては、また後手を取るという懸念があって、いわば大局的な判断をさせていただいたということです。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。なければ、ここで質疑を打ち切り、採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ご異議がないようでございます。採決をしたいと存じますが、認定分科会への登録については、日本歯科医学会認定分科会承認基準の第8に「評議員会は、当該答申学会の登録の可否について、学会規則第19条第1項の規定により、議決する」と定められております。また日本歯科医学会規則第19条第1項には「評議員会の議決および承認は、出席評議員の多数決による」と規定されております。しかし採決の方法については規定されておられません。

ここで議場にお諮りいたします。「第1号議案 認定分科会への登録に関する件」については、本学会組織の根幹にかかわる重要案件でございます。当然、慎重かつ公正な審判が求められます。ついては、本件の採決は前例も踏襲して投票とし、所属が明記されている投票用紙を使った特定記名投票を採用させていただきたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ご異議がないということで、「第1号議案 認定分科会への登録に関する件」の採決方法は、所属が明記されている投票用紙を使った特定記名投票により行います。なお、あらかじめ投票用紙には所属する分科会名または地区が明記されております。

続きまして公正な投票運営を図るため、投票および開票結果をご確認いただく投票・開票立会人を3名選出したいと存じます。3名、投票・開票立会人を選出することに対して、この提案に賛成の方は挙手をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

（賛成者挙手）

○議長（永田俊彦君） 多数と判断させていただきます。それではその3名を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ご異議がないようですので、議長より投票・開票立会人3名を指名させていただきます。33番、緒方評議員。36番、井上評議員。53番、武内評議員。3人ともいらっしゃいます。3名の評議員の先生方には後ほど登壇していただきます。

次に氏名点呼の取り扱いについてですが、本会議に先立って行われた氏名点呼で、今日

は 60 名そろっておりまして。全員いらっしゃいますか。途中で退出された方はいらっしゃいませんか。このまま進んでよろしいでしょうか。

では氏名点呼の際の出席者がそのままいるということを確認させていただきましたので、これより投票のための設営を行います。しばらくそのままお待ち願います。

(投票のための設営)

○議長（永田俊彦君） 設営が終了したようですので、これより「第 1 号議案 認定分科会への登録に関する件」の採決に入ります。採決は、所属が明記されている投票用紙を使った特定記名投票によって行います。

まず投票用紙についてご説明申し上げます。投票用紙には「日本口腔リハビリテーション学会」、「日本口腔顔面痛学会」と記載されております。学会名の上段に四角の枠を設けてあります。登録に賛成の場合は○、反対の場合は×を記入してください。なお、白票については無効票として取り扱います。判断に難しい場合は、正副議長と立会人の協議のうえ決定させていただきます。

次に投票について申し上げます。事務局より氏名を呼ばれた方は舞台正面に向かって左側より登壇してください。投票用紙は、投票用紙交付係、事務局から手渡します。なお、投票用紙の交付を受ける際、ご自身の氏名を告げてください。投票所の混乱を防ぐため、数名ずつお名前をお呼びいたします。立会人の方および正副議長も順序に従って投票を行ってください。投票所には黒鉛筆を備え付けております。原則として備え付けのものをご利用いただきます。

これより投票箱の検査をいたしますので、立会人の 3 名の先生方はご登壇ください。

事務局のほうで蓋を開けて、立会人、議長、議場に空っぽであることを見せてください。

それでは投票に入ります。事務局が氏名を読み上げますので、呼ばれた方は壇上に向かって左に設置している投票用紙交付所で投票用紙をお受け取りください。その後そちらに投函し投票してください。よろしくお願いたします。

(投票執行)

○議長（永田俊彦君） 投票漏れはございませんか。では投票が終了いたしました。

評議員総数 60 名中、出席評議員 59 名、欠席評議員 1 名、したがって投票者総数は 59 名となりますことを確認いたしました。事務局のほうで開票をお願いいたします。なお、立会人の方は票にお触れにならないようお願いいたします。

(開票)

○議長（永田俊彦君） ただいま事務局から報告が入りました。投票総数 59 票、うち有効票 57 票、無効票 2 票です。

まず日本口腔リハビリテーション学会の登録の可否について投票結果の報告をいたします。賛成 36 票、反対 21 票。続きまして日本口腔顔面痛学会に登録の可否について投票結果の報告をいたします。賛成 35 票、反対 22 票。以上です。

よって「第 1 号議案 認定分科会への登録に関する件」については、出席評議員の過半数の賛成を得ました。したがって、日本口腔リハビリテーション学会、日本口腔顔面痛学会の認定分科会への登録は承認され、可決確定いたしました。立会人の方々、大変ご苦労さまでした。お席へお戻りください。

### ○第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正

○議長（永田俊彦君） 続きまして「第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正」を議題といたします。「第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正」についての提案説明を栗原総務理事にお願いいたします。

○栗原総務理事 それでは第 2 号議案でございます。「日本歯科医学会規則の一部改正（公益社団法人移行に伴う諸規則等の改正）」でございます。

提案理由は、社団法人日本歯科医師会（以下「日歯」と申し上げます）が公益社団法人に移行することに伴い、日本歯科医学会の会務執行のための現行規則について一部改正をするものでございます。

この規則の改正等の施行は、日歯の各々法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日からといたします。

また本議案が承認された後、諸規程の一部についてさらに変更等を要する場合、当該一部の諸規程のみが変更等の手続きの対象となり、他の諸規程の効力には影響を与えないものといたします。

なお、字句の整備等の軽微な変更については変更等の手続きの対象とせず、日歯会長または担当理事の責任で行うことができるものといたします。

さらに先ほど第 1 号議案において、日本口腔リハビリテーション学会および日本口腔顔面通学会の日本歯科医学会認定分科会への登録が審議され承認されたことに伴い、この規則を一部改正いたします。

すでにご承知おきかと思いますが、日本歯科医学会は日歯の内部組織となり、予算に関しては、これまでの特別会計から一般会計への移行となりますので、3 ページ目、学会会費のところ削除になっております。

ただいまご審議いただいた日本口腔リハビリテーション学会、日本口腔顔面通学会に関しては、9 ページ、改正条文案、左側ですが、二十、二十一に明記されております。

以上、簡単ですが、事前に資料をお目通しいただいているものとして、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。「第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正」に対し、ご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切り、採決に入りたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ご異議がないようですので、採決いたします。「第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正」にご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。賛成多数。よって「第 2 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正」は可決確定いたしました。

ここで議場にお諮りいたします。ただいま入った気象情報によりますと、北海道や東北、北陸では雪の降り方が強まっており、大雪や暴風雪に十分な警戒が必要な状況です。さらには山陰、九州方面にもその影響が拡大傾向にあります。これに伴い、空路、陸路の交通機関にも大幅な影響が及んでいるようで、この後の評議員の先生方のお帰りの足が大変心配となります。

つきましては、本日、本評議会に用意されている議案はどの議案も重要案件ですが、その中でもとりわけ第 11 号議案「日本歯科医学会役員（学会会長）選挙」は、今後の本学会運営や将来に大きな影響を与える最重要案件です。そこで、各議案に関する慎重審議、さらには本選挙の公平性や選挙権の行使の重要性に鑑み、ここで日程の順番の変更、すなわち第 11 号議案を先立って行うことについて議場をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。ご異議はないようですので、そのようにさせていただきます。

#### ○第 11 号議案 日本歯科医学会役員（学会会長）選挙

○議長（永田俊彦君） それでは日程を変更させていただき、「第 11 号議案 日本歯科医学会役員（学会会長）選挙」を議題といたします。これより学会役員選挙のための設営を行います。そのため 5 分間の休憩といたします。

○栗原総務理事 先に提案説明をさせていただいてよろしいですか。

○議長（永田俊彦君） 栗原先生、どうぞ。

○栗原総務理事 それでは第 11 号議案でございます。先生方の「異議なし」という心強い大きな声に後押しされてやらせていただきたいと思います。

「日本歯科医学会役員（学会会長）選挙」の提案理由でございます。現役員の任期は、平成 25 年 6 月 30 日をもって満了いたしますので、日本歯科医学会規則第 9 条並びに同施行規則第 2 条の規定に基づき、次期学会会長の選出をお願いするものでございます。

なお、次期学会会長の任期は、平成 25 年 7 月 1 日より平成 27 年 6 月 30 日まででございます。以上でございます。

○議長（永田俊彦君） 了解いたしました。それでは 5 分間の休憩の間に設営させていただきます。

（休憩）

○議長（永田俊彦君） 休憩を解き、会議を再開しますので、ご着席ください。事務局から氏名点呼で評議員全員が着席していることを確認願います。

（事務局氏名点呼）

○議長（永田俊彦君） 評議員総数 60 名中、出席評議員 60 名、欠席 0 名でございます。

ここで選挙管理会委員の先生方をご紹介申し上げます。委員長の相浦洲吉先生でございます。副委員長の岡野友宏先生でございます。委員として、玉置勝司先生、村上恵一先生、柳川忠廣先生。以上、選挙管理会委員として本会の役員選挙に係る選挙管理業務に携わっていただき、本日の選挙業務をお務めいただきます。

日本歯科医学会役員（学会会長）選挙は、日本歯科医学会規則第 9 条の規定により、平成 20 年 9 月から施行された日本歯科医学会選挙規程に基づいて執り行いたいと存じます。これより学会役員（学会会長）選挙を開始いたします。

日本歯科医学会選挙規程第 20 条の規定により、ここで議場の出入り口を閉鎖いたします。選挙管理会は議場を閉鎖してください。現在、議場を閉鎖しておりますが、報道関係の方々には議場の外または後方の傍聴席にご移動をお願いいたします。

ただいま議場閉鎖をいたしました。議場の中の方でやむをえず退出される場合は、選挙管理会の指示に従って行動してください。なお、退出する際、選挙管理会委員に名札をお渡しください。

日本歯科医学会選挙規程第 20 条の規定により、出席者の数は先ほど確定いたしました。60 名中 60 名ということでございました。

選挙規程第 30 条第 3 項の規定により、選挙録署名人 2 名を指名したいと思います。3 番、池見評議員。49 番、三塚評議員。以上 2 名の評議員の先生方に選挙録署名人をお願いいたします。

次に選挙規程第 21 条の規定により、投票・開票立会人 3 名を慣例によって議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (永田俊彦君) ありがとうございます。それでは議長から指名させていただきます。39 番、桑田評議員。41 番、江藤評議員。56 番、平塚評議員。以上 3 名の先生方をお願いいたします。後ほど登壇していただきます。

これから学会役員 (学会会長) 選挙に関する事務は、選挙規程第 7 条の規定に基づき、選挙管理会が管理いたします。では選挙管理会の先生方、よろしくをお願いいたします。

○相浦選挙管理会委員長 選挙管理会委員長の相浦でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡野選挙管理会副委員長 副委員長の岡野でございます。よろしくお願い申し上げます。

○相浦選挙管理会委員長 それでは日本歯科医学会選挙規程に基づき、日本歯科医学会役員選挙の選挙業務を執り行います。

まず選挙管理会からご報告申し上げます。日本歯科医学会役員 (学会会長) 立候補の届け出となりました平成 24 年 12 月 6 日 (木) ~12 月 12 日 (水)、ただし 8 日 (土) と 9 日 (日) を除く各日において午前 9 時半から午後 5 時半までの間、受付業務を行いました。

ここで議長に報告いたします。学会会長候補者は、住友雅人先生、江藤一洋先生、以上の 2 名でございます。よって学会会長選挙の候補者は 2 名となり、選挙は投票による選出となります。また選挙管理会は候補者 2 名について、選挙規程第 4 条に規定する資格審査を行いました結果、役員候補者として適格者であることを確認しております。

選挙演説にあたっての留意事項を説明いたします。候補者および推薦者の演説は、選挙規程第 16 条第 1 項の規定により、各々 3 分以内といたします。30 秒前に予鈴、3 分の時点で本鈴のベルを 1 回だけ鳴らします。ベルが鳴りましたら速やかに演説を終了してください。

演説の順序は、選挙規程第 16 条第 2 項の規定により、届け出順とし、候補者演説の後にその候補者の推薦者の演説を行います。また選挙規程第 17 条の規定により、議長と協議の結果、推薦演説者は 1 名としております。なお、今回は両候補者とも推薦演説者の申し出はございません。

それでは候補者の演説を行います。候補者、住友雅人先生、候補者演説をお願いいたします。ご登壇ください。

○住友候補 お聞きください。3 分間の朗読です。私は昭和 44 年、1969 年に日本歯科大学を卒業し、大学院に進みました。専攻は基礎系の歯科理工学、指導教授は故人となられ

ました中村健吾先生でした。

大学院生活が始まったばかりのある日、歯科精密鑄造での埋没材の混水比や、この時代は使っていたのですね、アスベストのリング内の巻き数についての話が出ました。そのとき私は学生時代から思っていたことを中村先生にぶつけてみました。そんな面倒なことをやらなくても、職人技の歯科医師、歯科技工士はぴったり合ったものをつくっていますよと。学生時代のアルバイト先でお会いした職人技を持つ歯科医師や歯科技工士さんの顔を思い浮かべながらぶつけたのです。

中村先生はこちらを直視し、住友君、全ての鑄造物を名人に依頼するということは現在の需要と供給との関係ではありえない。全ての鑄造精度を少なくとも90%は満足できるレベルにするシステムづくりが必要で、そのための研究なのだとおっしゃいました。歯科の職人技にあこがれていた私には、この一言は研究の意味を理解するのに十分なインパクトがありました。

大学院生活も半分を過ぎたころ、仙台で開業されている先生の鑄造精度の高さが話題となっていました。石英埋没材とクリストバライト埋没材を使う小田切式埋没法と呼ばれているものです。中村先生は早速、実験計画法、今日のリサーチデザインを作成し、この方法の証明研究を始めました。結果はその方法の正しさが証明され、歯科界で活用されました。

開業の先生たちは現場でさまざまなアイデアを創作し、臨床に応用しています。このアイデアは研究の場では気づかないことも多いのです。それを研究者が証明することも有意義な研究のかたちです。

このような体験からも、日本歯科医学会がなすべき一つの方向性が見えてくるのです。臨床の知恵と研究のエビデンスとの結合であり、具現化です。それがまた歯科医療の場で、患者さんである国民に還元されるのです。日本歯科医学会を基盤とした歯科界の新しい責任時代づくりのために、私、住友は立ち上がりました。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○相浦選挙管理会委員長 住友先生、ありがとうございます。続いて候補者、江藤一洋先生、候補者演説をお願いいたします。ご登壇ください。

○江藤候補 今期の歯科医学会会長選挙に立候補いたしました江藤でございます。次の時代を担う若い人たちの活躍の場所を広げる、そういったことで歯科医学会の機構改革を進めております。いまやっているではないか、最後までやれという多数の方々の声に支えられ、今回、立候補を決意いたしました。

法人化については中立性の堅持、日歯との連携の強化、財政についてはいままでと大き

く変わることなく最大限の節減を行い、調査研究は委託、外部資金を獲得、それらによって財政を強化する。

二つ目は歯科医学会の組織を強くする。重点計画によって内部を固め、外部は学術会議、JADR、歯保連などと連携し、オールジャパンの学術体制をつくる。それから在宅歯科診療機器ですでに実施されたように、日歯、歯科医学会、商工会の連携によって新機材、新技術を開発する。

三つ目は臨床研究をにらんで、大学病院と連携する。

四つ目は行政ですが、行政は最大の専門知識の集積場、ここと連携して、これをうまく利用する。これによって専門医制度、病院歯科等の懸案事項について2年間という期限の中で人事を尽くしていきたい、優先順位をつけて進めたいと思っております。ご支援のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○相浦選挙管理会委員長 以上で候補者の演説は全て終了いたしました。これより投票に入ります。選挙管理会委員は所定の配置についてください。また先ほど議長より指名されました3名の立会人の方はご登壇ください。立会人の役割については座席の上に配付しておりますのでご一読をお願い申し上げます。

それでは投票にあたっての留意事項を説明いたします。ただいまから説明する内容を十分にご理解いただきたく存じます。一つ、選挙規程第19条第3項により、選挙は単記無記名投票といたします。一つ、選挙規程第23条第1項により、投票が開始されたときは、演説や討論をし、もしくは喧噪にわたり、また投票に関し協議や勧誘をし、その他選挙の秩序を乱さないようお願いいたします。一つ、選挙規程第23条第2項により、前項の規定により規程に抵触する行為があった場合、議長はこれを制止し、また退場させることができることになっております。

一つ、選挙規定第26条の規定により、次の投票は無効といたします。正規の投票用紙を用いないもの。候補者以外の氏名を記載したもの。数名の氏名を記載したもの。選挙権のないものを記載したもの。他事を記載したもの、ただし敬称の類はこの限りではありません。何人を記載したか確認しがたいもの。なお、白票については無効票として取り扱います。

また会長選挙は、選挙規程第27条第1項の規定により、有効投票総数の過半数の得票がなければなりません。もし得票の数が同数の場合は、過半数を得るまで繰り返して投票を行います。さらに同数が動かない場合は、議長は議場に諮り、くじで当選を決めることができます。

次に投票方法についてご説明申し上げます。まず事務局より評議員の氏名の読み上げを



行います。投票所の混雑を防ぐため、5名ずつ呼びいたします。お名前を呼ばれましたら、評議員の先生から見て舞台正面に向かって左側から登壇してください。投票用紙は投票用紙交付係が手渡しますので、必ず交付係にご自身の氏名を告げてから受け取ってください。立会人、正副議長も氏名の読み上げ順序に従って投票してください。また候補者、推薦者で評議員の方もその順序に従って投票してください。

以上で投票に関する留意事項の説明を終わります。選挙が円滑に執り行われますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

これより投票箱の検査をいたします。選挙管理委員会委員の先生方は投票箱の検査をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは投票に入ります。事務局、氏名の読み上げをお願い申し上げます。

#### (投票執行)

○相浦選挙管理委員会委員長 先生方、投票漏れはありませんか。ないものと認めます。議長に報告いたします。会長選挙の投票は終了いたしました。

○議長（永田俊彦君） ただいま選挙管理委員会委員長からご報告がありましたとおり、学会会長選挙の投票は終了いたしました。これ以後の投票は認めません。

それでは選挙規程第24条の規定により、投票箱を閉鎖いたします。選挙管理会は投票口をふさいでください。

○相浦選挙管理委員会委員長 これより開票を行います。得票記入の確認を担当されます選挙管理委員会委員は登壇してください。なお、立会人の方々は票を確認する際、票には決してお触れにならないようお願いいたします。それでは開票作業をお願いいたします。

#### (開票)

○相浦選挙管理委員会委員長 ただいま開票作業が終了いたしました。続いて票の集計を行います。選管委員は票の集計をお願いいたします。立会人は票に触れずに確認をお願いいたします。

#### (集計)

○相浦選挙管理委員会委員長 議長に報告いたします。投票者総数60名、投票総数60票、うち有効票数60票、無効票数0でございます。住友雅人先生、31票。江藤一洋先生、29票。以上でございます。

○議長（永田俊彦君） ただいま選挙管理委員会委員長からご報告のありましたとおりでございます。次期日本歯科医学会会長は住友先生に決定いたしました。なお、当選者のご挨拶は後ほど頂戴いたします。候補者の方々、それぞれ元の席へお戻りください。立会人の方々は評議員席へ、選挙管理委員会委員は控え席へお戻りください。

次に学会副会長の選任についてお諮りいたします。日本歯科医学会規則第9条第2項により、学会副会長は学会会長が指名する、ただし評議員の承認を要するとなっております。慣例により、後日、学会会長が指名した学会副会長を本日ご承認いただいたものとして取り扱ってよろしいでしょうか。ご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。賛成多数。よってご承認いただいたものと認めます。

引き続き理事の選任についてお諮りいたします。理事の選任は、日本歯科医学会規則第9条第3項の各号に規定する者をもって当てる、ただし評議員の承認を要するとなっております。慣例により、後日、専門分科会および学会会長ならびに日本歯科医師会会長が指名した理事を本日ご承認いただいたものとして取り扱ってよろしいでしょうか。ご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。賛成多数。よってご承認いただいたものと認めます。

これにて「第11号議案 日本歯科医学会役員（学会会長）選挙」の管理業務は全て終了いたしました。

それでは議場閉鎖を解きます。相浦委員長をはじめ選挙管理会の先生方、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。では相浦先生から一言。

○相浦選挙管理会委員長 皆様の絶大なるご協力により、役員選挙の管理業務を無事遂行することができました。まことにありがとうございます。

○議長（永田俊彦君） ここで当選されました次期学会会長の住友先生よりご挨拶いただきたいと思っております。なお、後ほど選挙管理会から当選証書をお渡しいたします。それでは住友先生、ご挨拶をお願いいたします。

○住友次期会長 いま当選したばかりですので、日本歯科医学会の会長候補というのが適切かもしれません。堂々と胸を貸していただきました江藤会長に厚くお礼を申し上げます。また今回の選挙で私をご支援いただいた方々、一方ご支援いただかなかった方々、もう選挙は終わりました。これからは現執行のため、また7月1日からの新体制、新執行のために皆さんで協力して、この日本歯科医学会をしっかりと大きなものに育てていただきたいと思います。

いまの気持ちを17文字にしてみました。披露してみます。「その色のまだとりどりに新芽いず」。もう1句。「とりどりの花の中より名草の芽」。大変ありがとうございました。(拍

手)

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。以上をもって「第 11 号議案 日本歯科医学会役員（学会会長）選挙」は終了いたしました。

○第 3 号議案 日本歯科医学会選挙規程の一部改正

○第 4 号議案 日本歯科医学会専門分科会承認基準の一部改正

○第 5 号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正

○第 6 号議案 日本歯科医学会評議員選出基準の一部改正

○第 7 号議案 日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準の一部改正

○第 8 号議案 日本歯科医学会会長賞授賞基準の一部改正

議長（永田俊彦） それでは順番を戻らせていただきます。今日はいずれにせよ気候が悪くなりますので、残りの議案 3～8 号議案に関しては、栗原総務理事から一括して説明させていただき、最後に一括審議、一括採決にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） では栗原先生からご説明をお願いいたします。

○栗原総務理事 ありがとうございます。気候が急変しているということで、第 3～8 号議案。提案理由は同じでございますので、1 回だけご説明させていただきたいと思います。

「第 3 号議案 日本歯科医学会選挙規程の一部改正」でございます。これは公益社団法人移行に伴う諸規則等の改正でございます。

提案理由は、日本歯科医師会（以下「日歯」）が公益社団法人に移行することに伴い、日本歯科医学会の会務執行のための現行規則について、一部改正するものでございます。

この規程の改正等の執行は、日歯の各々法人法及び公益社団法人法及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日からとする。

また本議案が承認された後、諸規程の一部についてさらに変更等を要する場合、当該一部の諸規程のみが変更等の手続きの対象となり、残りの諸規程の効力には影響を与えないものとする。

なお、字句の整備等の軽微な変更は、変更等の手続きの対象とせず、日歯会長または担当理事の責任で行うことができるものいたします。

全ての議案は事前に先生方のお手元に届いたはずですので、内容をご確認いただいているものと存じます。

「第 4 号議案 日本歯科医学会専門分科会承認基準の一部改正」。提案理由は同様でご

ございます。

「第 5 号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正」。提案理由は同様でございます。

「第 6 号議案 日本歯科医学会評議員選出基準の一部改正」。提案理由は同様でございます。

「第 7 号議案 日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準の一部改正」。同様の提案理由でございます。

「第 8 号議案 日本歯科医学会会長賞授賞基準の一部改正」。提案理由は同様でございます。

中を見ていただきますと、例えば理事が学会理事と名称変更等がされていることはご承知いただいていると思います。以上でございます。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。3～8号議案の一括審議を行いたいと思いますが、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。なければ、採決に入りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） それでは「第 3 号議案 日本歯科医学会選挙規程の一部改正」、「第 4 号議案 日本歯科医学会専門分科会承認基準の一部改正」、「第 5 号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正」、「第 6 号議案 日本歯科医学会評議員選出基準の一部改正」、「第 7 号議案 日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準の一部改正」、「第 8 号議案 日本歯科医学会会長賞授賞基準の一部改正」、一括して採決したいと思います。ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。賛成多数。第 3～8 号議案は可決確定いたしました。

第 9 号議案 平成 25 年度日本歯科医学会事業計画

○議長（永田俊彦君） それでは第 9 号議案に移りたいと思います。「平成 25 年度日本歯科医学会事業計画」についてでございます。栗原総務理事からお願いいたします。

○栗原総務理事 「第 9 号議案 平成 25 年度日本歯科医学会事業計画」でございます。歯科医学に関する科学及び技術を振興することによって歯科医療を進歩発展させ、国民および人類の健康と福祉の増進に貢献し、併せて会員の十分な知識の普及と歯科医療技術の質の向上をめざして、次の事業を行うものである。

I. 重点計画。6 項目でございます。1 番目に学会機構改革が挙がっております。II.

一般計画。8項目でございます。Ⅲ. その他。5項目でございます。5番目に第23回日本歯科医学会学術大会（総会）の準備が加わっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。25年度の事業計画について、ご質問を受けたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

それでは採決に移りたいと思います。「第9号議案 平成25年度日本歯科医学会事業計画」にご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。賛成多数。よって第9号議案は可決確定いたしました。

### 第10号議案 平成25年度学会会計収支予算

○議長（永田俊彦君） 続きまして「第10号議案 平成25年度学会会計収支予算」を議題といたします。第10号議案についての提案説明を山崎常任理事をお願いいたします。

○山崎常任理事 収支予算書をご覧ください。来年度変わった点は、本会が組織率向上のための入会促進を図っておりますので、入会金を10万円から1万円に値下げしております。それから会員種別の変更などにより、勤務会員、いままでの5条2項会員は2万3000円から1万9000円、なおかつ会誌等、日歯広報などが不要の会員の先生方には申し出ていただきますと2000円減の1万7000円、いままでより6000円減るというかたちで、減額の概算は約1億円を見込んでおります。

また学会への繰入金、学会会費として繰り入れている分を目途として、正会員第1種は5000円から4500円、正会員第2種、勤務会員は2500円から2100円、準会員第3種は2500円から2000円、なおかつ郵便物不要の場合は1500円としておりますので、会員の減もあって、収入は2700万円ほど減っております。

そうすると学会の事業に差し障りがあると困るので、本会としては効率的な事務局機構の編成ということで、昨年11月より10課を7課にするなどして対応し、結果として人件費を2000万円ほど削減しております。したがって事業費の実額としては、700万円程度の減額となります。700万円程度であれば、学会としては十分に自然吸収できる額と思って編成しております。

中身でございます。例えば事業活動収支の部ですが、1の事業活動収入に関しては、特定資産運用収入、これは22回学会大会が終わりましたので、積立金がほとんどなくなります。そのため130万円減の10万円となっております。学会会費収入は、いま説明いたしました、2777万円減の2億2753万円となっております。(3)～(7)の収入は通常

のものでございます。

続いて2の事業活動支出でございます。(1) 事業費ですが、これは実態に応じて編成し直しておりますので、実際の業務にはほとんど関係のない予算だと思っております。

2 ページですが、上から5行目の内外渉外費が1115万円減っているのは、日中歯科医学大会が来年度はないので、このようなかたちになっております。

あと人件費支出が1139万円減っている。さらに(2) 管理費の中にも人件費があって、事務費支出の中の人件費が803万円減っている。

また(3) 他会計への繰入金支出の一般会計への繰入金支出、これは職員の退職金分ですが、退職金分は本会会計で全員のものを集めてやっているのです。こういうかたちで繰入金も減っている。人が減るから減っているということです。それから日本歯科医学会学術大会への繰入金支出は、終わりましたので基本的には来年度はないというかたちになっております。

最終的には、3 ページの一番下にありますように、当期収支差額は3301万円、前期繰越は2億円を見込んでおり、次期繰越が2億3300万円という予算を編成させていただいております。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長(永田俊彦君) ありがとうございます。それでは第10号議案についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○永山評議員(管理) 支出のほうでご質問させていただきます。理事会費、代表者会議費が大幅に減額になっていますが、これは回数を減らすということではなく、決算書から拾っていったこうなったということですか。

○山崎常任理事 基本的には過去2年の実額計算、実態をのみ込んで編成し直しております。ですから特別に来年度から回数を減らすということではないと考えております。

○議長(永田俊彦君) よろしいでしょうか。ほかにご質問ございませんか。なければ、質疑を打ち切り、採決に入りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永田俊彦君) それでは「第10号議案 平成25年度学会会費収入予算」にご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(永田俊彦君) ありがとうございます。賛成多数。よって「第10号議案 平成25年度学会会費収入予算」は可決確定いたしました。

○山崎常任理事 ただいま可決していただきましてありがとうございます。実は本予算に関しては、日本歯科医師会の予算決算特別委員会の審議ならびに審査を経て、3月に開

催される代議員会において審議、可決といった手順、手続きを踏まなければならないわけです。したがって、この審議経過の中でどうしても微調整する部分が出てくるかと思えますので、微調整の必要が生じた場合には、学会会長にご一任いただきますことをここで認めいただきたいと存じます。どうぞよろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。ただいま山崎常任理事からご提案いただきました第 10 号議案の取り扱いについてご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永田俊彦君） ご承認いただいたものと認めます。

## ○協議

○議長（永田俊彦君） 続きまして「日程 8. 協議」に入りたいと思います。「(1) 学会会務運営」について、執行部、栗原総務理事よりご説明をお願いいたします。

○栗原総務理事 今回、特に用意している協議事項はございません。

○議長（永田俊彦君） ありがとうございます。では「(2) その他」として、ほかに評議員の皆様からご提案、ご意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

ご提案等はないようですので、これをもって「日程 8. 協議」を終了いたします。

以上をもちまして第 89 回評議員会の全日程の審議は全て終了いたしました。会議の議事運営に皆様のご協力とご理解を賜り、円滑な議事の進行が図れましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

## ○閉会の辞

○議長（永田俊彦君） それでは閉会の辞を佐藤副会長からお願いいたします。

○佐藤副会長 長時間にわたり慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。本評議員会では、「第 1 号議案 認定分科会への登録に関する件」をはじめ、上程した全ての議案をご承認いただきました。

また次期学会会長も選出され、日本歯科医師会が公益社団法人へ移行することに伴い、7 月 1 日から新執行部の下で会務が運営されます。私ども現執行部の任期も残すところ 5 カ月余りですが、残された任期を全うすべく引き続き努力してまいりますので、今後とも先生方の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は大変貴重な時間を割いていただきまして、改めて感謝申し上げ、閉会の辞とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

午後 5 時 49 分閉会

第 89 回評議員会

議事録署名人

池 見 宅 司 ⑩

同

三 塚 憲 二 ⑩